

議案第 3 2 号

天理市自転車等駐車場条例の一部改正について

天理市自転車等駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成21年 3 月 6 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第15条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に次の 1 条を加える。

（自転車等の撤去等）

第13条 指定管理者は、駐車場内に自転車等が継続して駐車されていることにより、駐車場の適正な利用に支障が生じていると認めるときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定により指定管理者が自転車等を保管したときは、規則で定める事項を告示するとともに、当該自転車等をその利用者又は所有者に返還するために必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、前項の措置を講じたにもかかわらず、同項の規定による告示の日から起算して 6 月を経過してもなお保管した自転車等を返還することができないときは、当該自転車等を処分することができる。

附 則

この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。